

件名	<p>原子炉の運転又は運転停止中において、燃料に係わる極く軽度な故障が認められたとき又は想定されたとき（運転中において原子炉水の放射性よう素濃度が、通常の範囲を一定程度超過したとき又は定期検査等で燃料漏えい検査を実施するとき。）。</p> <p>（7号機漏えい燃料集合体1体の確認について）</p>
通報日	平成23年9月2、12日
概要	<p>〈9月2日通報分〉</p> <p>本日、朝より漏えい燃料集合体確定のための SHIPPING 検査を開始し、1体で確認できた。</p> <p>場所は、出力抑制法で制御棒を挿入していた位置（場所）で、引き続き全数を確認する。</p> <p>他に漏えい燃料が確認されれば、同様な通報連絡をさせていただく。</p> <p>〈9月12日通報分〉</p> <p>7号機漏えい燃料の特定について、以前（9月2日）お伝えした1体以外に無いことを確認した。</p> <p>漏えい燃料特定のための SHIPPING 検査は、9月9日（金）深夜帯に完了しており、10日（土）早朝には特定した1体の使用済燃料プールへの移動も完了。</p> <p>今後の予定としては、全燃料取り出し作業完了後、漏えいが確認された燃料集合体の超音波およびファイバースコープでの原因調査に入る。</p>